

緊急時における

児童の安全確保にかかわる対応について



昨今の東日本大震災や胆振東部地震を始めとする大災害、異常気象等による自然災害、不審者の出没に関わり、児童の安全確保のために、学校でもこれまでに防災計画や危機管理体制の見直しを図ってまいりました。

この度、緊急時の児童の安全確保と御家庭との連携について、以下のようにまとめました。学校としての基本的な考えや原則的な対応を、保護者の皆様と共有し、学校と家庭が協力しながら、保護者の方と共に子どもたちの安全な学校生活や通学を守っていきたくと考えています。

内容を御確認の上、御理解と御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

旭ヶ丘小学校では、原則として火災・大地震・大津波などの災害時の避難場所は下記の2つです。

- ◎ **グラウンド** ⇒校舎火災・大地震による校舎損壊により校内での安全が確保できない場合 など
- ◎ **校舎3階（または各教室）** ⇒大津波警報が発令され、校舎損壊の恐れがないと判断した場合 など

※いずれの状況にしても、学校の敷地を離れて避難することは、ほぼありません。

1 臨時休業または登校時刻の変更をする場合

【臨時休業となる場合】

- ①悪天候により、児童の通学や学校での安全確保が困難と予想される場合。
- ②施設設備の故障や破損により、学校での安全な生活が維持できない場合。

【登校時刻を変更する場合】

- ①自然災害や不審者の出没等があり、登校時刻を変更することによって、児童の登校時の安全が確保できる環境が整うと判断された場合。
- ②施設設備の故障や破損により、学校での安全な生活を送るために一定の時間が必要とされた場合。

《保護者の方への連絡方法》

- 事前に情報が整理され、あらかじめ判断できる場合
・前日のうちに、原則「お知らせメール」を活用してお知らせいたします。
- 緊急の場合で、事前に対応ができない場合
・当日の朝7時までは「お知らせメール」を活用してお知らせいたします。

2 下校時刻の変更をする場合

【下校時刻を変更する場合】

- ①自然災害や不審者の出没等があり、下校時刻を変更することによって、児童の下校時の安全が確保できる環境が整うと判断された場合。
- ②施設設備の故障や破損によって、学校での安全な生活が維持できない場合

《保護者の方への連絡方法》

- ・措置が決定した段階で、「お知らせメール」を活用してお知らせいたします。
- ※状況によっては、保護者に迎えをお願いしたり、教職員が校区を巡回したりします。

3 児童引き渡しにて下校をする場合

【児童引き渡しにて下校する場合】

- ①自然災害や不審者の出没があり、学校の外へ出ることが危険であると判断された場合

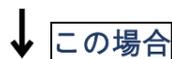
《保護者の方への連絡方法》

- ・措置が決定した段階で、「お知らせメール」を活用してお知らせいたします。

◎自然災害による引き渡し措置を検討する校内基準

■震度5強以上の地震発生、津波警報または大津波警報発令■

※震度5弱以下、津波注意報発令時の場合でも、警報内容が途中で変わることも考えられることから、教育委員会・防災関係機関と情報連携を行い、安全確認を行った後に下校させます。



- 児童は、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させます。（時間がかかっても、引き取りに来るまでは児童を学校で保護しておきます。）
- 大津波など、**限られた時間での対応が迫られる場合や帰宅することに危険が伴うような状況の場合**には、保護者に対して災害に関する情報提供をした上で、**児童を引き渡すことはしません**。保護者とともに学校（避難場所）にとどまることや避難行動を促すなどの対応を検討します。
- 家庭の状況によって、**保護者等が職場などからの帰宅が困難になるような児童**については、**学校にとどめます**。
- 校外活動中や登下校中の対応についても同様とします。

（裏面に引き渡し時の校舎内の動きを記載しております。御確認下さい。）



4 不審者情報の発信について

学校には、校区内外問わず、多くの不審者情報が提供されます。本来であれば、全ての情報を御家庭に提供すべきところではありますが、それにより緊急情報への危機感の薄れにつながることも懸念されます。本校では、不審者情報の取り扱いについて以下の通りとし、皆様にお知らせいたします。

※北海道警察による「ほくと君メール」に登録すると、さまざまな不審者情報が受け取れます。



- ①校区内で発生した事案
- ②場所や対象を問わず、身体接触など悪質なケース
- ③類似情報が近隣市町を含めて多発しており、同様の被害が発生する恐れがあるケース



